

赤レンガ倉庫横広場 利用規約

本規約は、築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が、にぎわい創出を目的とし、施設管理者である大阪市港湾局から行為許可を受けている「中央突堤臨港緑地（うち赤レンガ倉庫横広場）」（以下「赤レンガ倉庫横広場」）の利用について定めるものです。

ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

1. 「赤レンガ倉庫横広場」の利用について

(1) 広場は大阪市港湾施設条例に基づく緑地であり、同条例に抵触する場合は利用できません。

(2) 「実行委員会」が発行した「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」は、「赤レンガ倉庫横広場」の利用が終了するまで保管してください。

(3) 利用の制限

次の各号に該当すると認められるときには、「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」を受領済みまたは広場の利用中であっても、利用の解除・中止・停止等をさせていただきます。

なお、その結果、利用者に損害が生じる場合があっても、「実行委員会」及び「施設管理者（大阪市港湾局）」は一切の責任を負いません。

- 1) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用目的を逸脱または品位を損なうおそれがあると認められるとき
- 2) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- 3) 「赤レンガ倉庫横広場」の周辺住民等に不都合が生じるおそれがあると認められるとき
- 4) 政治的または宗教的な団体、集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者並びに事業内容が明確でない団体が、主催、共催、後援または協賛をする行事に利用するとき。また、これら団体の利益になると認められるとき
- 5) その他「赤レンガ倉庫横広場」の管理、運営上支障があると認められるとき

2. 利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 「実行委員会」の定める利用規約および関係法令を遵守するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者等に対しても遵守させてください。
- (2) 「実行委員会」と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序（違法駐車・駐輪、騒音、ごみの不法投棄など）維持、来場者の整理・案内誘導、使用人及び作業員等関係者の管理・調整、盗難・事故防止等を行ってください。
- (3) 多数の来場者が予測されるようなイベントの開催の際には、利用者は事前に「実

行委員会」と警備および誘導體制等を協議のうえ、利用者において、当該エリアを管轄する大阪水上警察署や大阪水上消防署等の関係機関と協議を行ってください。

この場合、利用者の責任と負担において「赤レンガ倉庫横広場」内外の警備および来場者の整理・誘導を行ってください。

- (4) 不測の災害や事故等に備え、「赤レンガ倉庫横広場」のご利用前に、避難誘導方法などを利用者の使用人及び作業員等関係者等に対して事前に説明しておいてください。
- (5) 必要がある場合は、利用者の責任と負担において損害賠償保険、傷害保険などに加入してください。
- (6) 周辺地域に住宅があることを考慮し、騒音、発光や雑踏警備等による近隣への影響も十分考慮してください。
なお、近隣への事前周知、交渉については、利用者が責任を持って行い、イベント実施中に苦情等が発生した場合は、「実行委員会」に速やかに報告し、必要な指示を受けてください。
- (7) 音楽イベントは、大音響を伴うものなど、周辺住民の迷惑となるものは原則として行うことが出来ませんが、内容に応じて可能なものもありますので、事前に「実行委員会」に相談してください。
- (8) 飲食物の提供・販売を行う場合は、あらかじめ主催者において、露店営業許可を取得するか、もしくは、大阪市内一円の露店営業許可または自動車営業許可を受けている出店者に限ります。無許可営業により食中毒等が発生した場合、実行委員会は一切の責任を負いかねます。
- (9) その他「赤レンガ倉庫横広場」のご利用に関しては、「実行委員会」と相談のうえ、その指示に従ってください。
- (10) 隣接する人工地盤のトイレを利用する場合は、扉の開錠が必要です。
利用については「実行委員会」にご相談ください。
なお、トイレを利用する場合は、イベント等終了後、清掃や備品（トイレトーパー）の補充をしてください。
- (11) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用にあたり、物品の搬入等、道路側にある車両出入口を開放する場合は、開錠が必要です。
車両出入口を開放する場合は、「実行委員会」にご相談ください。
- (12) 「赤レンガ倉庫横広場」の利用に伴い水道を利用する場合は、設備の開錠が必要です。利用については、「実行委員会」にご相談ください。

3. 原状回復等

利用者は、イベント等終了後、速やかに原状回復してください。

4. 損害賠償および免責について

- (1) 利用者、利用者の使用人または作業員等関係者等が広場およびその設備・備品その他

関連施設を毀損、汚損、紛失等したり、利用者が主催する事業への来場者等に損害を与えた場合、また広場の管理運営等に支障をきたす事態が発生させた場合、利用者はただちに「実行委員会」に連絡してください。

この場合、利用者は、「実行委員会」及び「施設管理者（港湾局）」並びに相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

また不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導などにより、広場の利用が不可能な事態が生じた場合でも、利用者がこれによって損害を受けても「実行委員会」及び「施設管理者（大阪市港湾局）」はその損害を賠償する責を負いません。

- (2) 「実行委員会」及び「施設管理者（大阪市港湾局）」は、「実行委員会」及び「施設管理者（大阪市港湾局）」の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害については、その責を負いません。

5. 関係官公庁等への届出

本件用地の利用に際して必要な法令に定められた関係官庁への届出および許可申請等や関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。